

大和市からのお知らせ

神奈川県が行う第8回線引き見直しに併せて  
用途地域等を変更します

# 都市計画説明会を開催します

県が行う第8回線引き見直しに伴い県が進めている「区域区分(※)」等の  
変更に合わせて、市では**用途地域等の都市計画の変更**を検討しています。

そこで、広く市民の皆様の意見を反映するため、都市計画法第16条第1項の  
規定に基づき、都市計画説明会を開催し、**都市計画案の内容や今後の手続きに**  
ついて説明します。

(※)「区域区分」とは、「市街化区域」と「市街化調整区域」の2つに区分する都市計画のことをいいます。

## 都市計画説明会の開催

### 開催日時

参加申込不要

令和6年11月18日(月)

午後7時～午後8時

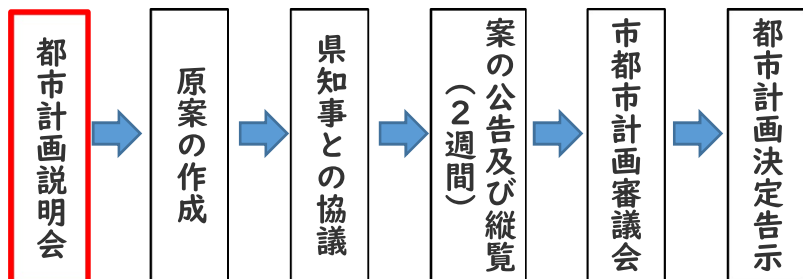
午後7時までに開催場所にお越しください。

### 開催場所

大和市役所 会議室棟 101・102 会議室  
大和市下鶴間一丁目1番1号

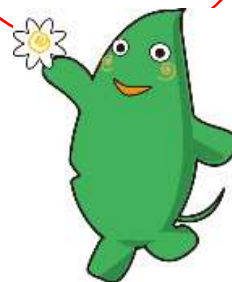


## 都市計画決定スケジュール



案の縦覧や市都市計画審議会などの手続きを経て、  
令和7年度の告示を目指しています。

変更内容の詳細  
は裏面をご覧ください。



大和市イベントキャラクターヤマトン

お問い合わせ

大和市役所 街づくり計画課

(電話) 都市計画係 046-260-5443



## 都市計画変更の内容【案】

区域区分の変更(市街化調整区域から市街化区域に編入)に併せて、次の3つの都市計画を変更します。

### ①用途地域 指定なし→第一種住居地域(200%/60%)

**(容積率/建蔽率)** 「用途地域」とは、建物の用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。「第一種住居地域」は、住居の環境を保護するための地域で住宅、床面積が3,000㎡以下の店舗・事務所等が建築可能です。

### ②防火地域及び 指定なし→準防火地域

**準防火地域** 「準防火地域」とは、市街地における火災の延焼などの危険を防ぐために定める地域で、新築等の際に燃えにくい建物にすることが必要になります。

### ③下水道 区域外→排水区域

## 変更する区域

